

公共下水道の使える 区域が広がります

3月31日(土)から、北部区画整理地区の一部をはじめ、12分の1の区域(下図及び左図参照)で、新たに下水道が使えるようになります。これで、市全体で下水道が使える区域は、1026戸になり、市民の約35%の人が下水道を使えることとなります。なお、今回新たに下水道が使えるようになる区域の縦覧を、次のとおり行います。

とぎ▼3月16日(金)～30日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く) ところ▼下水道管理課(西庁舎2階)

1日も早く 下水道に接続を

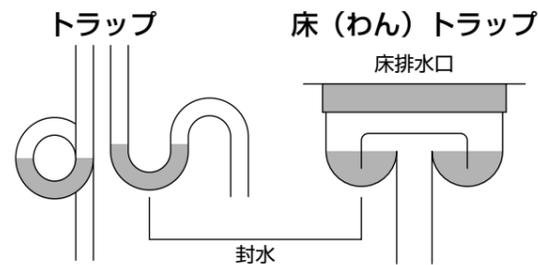
川や海を汚す最大の原因は、家庭から出る生活排水です。生活排水による水質汚濁から自然を守り、清潔で快適な生活環境をつくるため、下水道が使えるようになりまして、1日も早く接続をお願いします。

1月末現在では、下水道が使える区域の約79%の市民(約4万人)が下水道を利用しています。利用にあたっては、ふる・台

所などの生活雑排水やし尿を下水道管に、雨水は今ままでおり道路側溝などに、それぞれ分けて流す必要があります。敷地内の排水管や排水ますは個人の財産ですので、個人の負担で施工することになります。この工事については、市が指定した「指定工事店」へ直接お申し込みください。

排水ますなどは とぎどき点検しましょう

皆さんの家庭内の水回りの器



臭いや排水ますには、排水管を曲げて水をためる装置(トラップ)がついています。このトラップに水をためると(封水)により、下水道からの臭気や害虫などが、建物内に入らなくなります。しかし、トラップに毛髪やごみがたまったり、長い期間その水回りを使わないでいたりすると、この水がなくなってしまう、建物内がにおうことがあります。下水道に接続した後、排水ますなどはとぎどき点検を行い、必要に応じて掃除をしたり、水を補充したりしましょう。

問い合わせ
下水道管理課
*下水道整備に関しては
下水道建設課

